

平成20年5月14日

各位

会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表執行役社長 ティエリー ボルテ
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

ストックオプション(新株予約権)の発行および発行に関する株主総会議案のお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、会社法第238条および第239条の規定に基づき、平成19年6月20日開催の当行第7期定時株主総会において決議いたしました新株予約権の発行について、下記Iのとおり、第20回および第21回の新株予約権発行を決定いたしました。

また、同条の規定に基づき、下記IIの要領により、ストックオプションとして無償で発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することについての承認を求める議案を、平成20年6月25日開催予定の当行第8期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 第20回および第21回新株予約権募集要項概要

		第20回	第21回
1	新株予約権の発行日	平成20年5月30日	
2	新株予約権の発行数 (新株予約権1個当りの目的となる株式数は1000株)	上限7,000個	上限7,000個
		(合計上限7,000個)	
3	新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 7,000,000株 (上限)	当社普通株式 7,000,000株 (上限)
		第20回、第21回の合計上限 7,000,000株。株数は平成20年5月30日に確定する	
4	新株予約権の払込金額	無償とし、金銭の払い込みを要しない	
5	新株予約権行使に際して出資される財産の価額(行使価額)	平成20年5月30日に確定する	
6	新株予約権行使により株式を発行する場合における資本金および資本準備金の増加	(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする	
7	勧誘の相手方およびその人数	当行取締役、執行役および当行従業員	当行執行役および当行従業員
		人数は平成20年5月30日に確定する	
8	新株予約権の行使期間	平成22年6月1日～ 平成30年5月13日	平成20年6月1日～ 平成30年5月13日
9	新株予約権の行使条件	平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、原則として付与された新株予約権の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。	原則として平成22年6月1日以降行使可能とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。

【ご参考】 (1)定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成19年5月9日
 (2)定時株主総会の決議日 平成19年6月20日

II. 当行第8回定時株主総会に付議される新株予約権発行に関する議案の概要

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員に対し本新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当行取締役会は、下記「3. 新株予約権の募集事項」としてご承認いただいた範囲内で、行使期間及び行使条件が異なる新株予約権を発行できるものとします。

2. 新株予約権割当の対象者

当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員に対し、本新株予約権 12,000個を上限として割当てるものとします。

3. 新株予約権の募集事項

(1) 募集新株予約権の数の上限

12,000個を上限とする。

(2) 募集新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個につき当行普通株式1,000株

なお、当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産(金銭に限る。)の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額(以下、「行使価額」という。)に定める本新株予約権1個につき交付される当行普通株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数} \text{ (株式の併合の場合は減少株式数を減ずる)}}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の

会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当にかかる取締役会決議日(以下「付与決議日」という。)の後2年を経過した日から、付与決議日から10年を経過する日までの範囲で、当行取締役会が決定する。

新株予約権の行使の条件

- (i) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。
- (ii) 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (iii) その他の条件については、本株主総会及びその後の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得

- (i) 当行が消滅会社となる合併契約が当行株主総会で承認された場合、又は、当行が行う株式交換又は株式移転に係る株式交換契約又は株式移転計画が当行株主総会で承認された場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に本新株予約権を無償で取得する。
- (ii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当を受けた者が、(iii)の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態である場合等、本新株予約権を行使できない状態にある場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて当該本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に当該本新株予約権を無償で取得する。

組織再編に伴い交付される新株予約権

当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとりとする。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、

これを切り捨てる。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

(v) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとし、金銭の払込を要しない。

以 上